

## 並行在来線経営安定基金による設備投資の対象事業について（案）

あいの風とやま鉄道の健全な運営を支え、安全で快適な輸送サービスを確保するため、令和8年度からの「あいの風とやま鉄道第二次経営計画」の後期期間の開始に合わせて、経営安定基金を活用する設備投資の基準及び対象事業を下記A、Bのとおり定め、基準等の明確化を図る。

なお、下記の対象事業は、「富山県並行在来線経営安定基金補助金交付要綱」第2条1項第1号で規定する「開業後の安全対策等への投資」に該当するものとし、今後、新たな課題などが生じた場合は、利用促進協議会において個別に事案を協議し、下記基準に該当すると承認された場合は、対象事業に追加して対応する。

### 記

#### 経営安定基金を活用する設備投資の基準及び対象事業

##### A 安全性・防災力の強化、安定輸送のための施設整備

自然災害等のリスクの低減、列車の安定輸送の確保

###### ○対象事業

除雪車・作業車等の更新、消雪施設等の整備、変電所や光ケーブル等の電気通信関連施設等の整備、気象監視・電力制御等システム改修、旅客案内・列車運行管理等システム整備

##### B 旅客移動に係る利便性向上等の環境改善

高齢者等が利用しやすい環境整備、移動の円滑化、利用者への情報提供の拡充

###### ○対象事業

エレベータ等のバリアフリー設備の整備、キャッシュレス決済対応、新造車両導入、自由通路を活用したホームへの階段整備、IC機器・券売機等の駅務機器の機能向上

（参考）現行の「県並行在来線経営安定基金」における設備投資の支援区分

- A 設備投資の効果が全線にわたるもの（災害対策、車両新造 等）
- B 全線を通して一定の設備水準を確保するべきもの（バリアフリー化 等）
- C 利便性の充実や運行の効率化が図られるもの（システム機能向上 等）